

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が別表2の「処分番号／決定通知書の日付及び文書番号」欄に掲げる各日付けで行った同表の「処分の内容」欄に掲げる各処分（以下「本件各処分」という。）は妥当である。

なお、上記の本件各処分に対する審査請求に係る諮問は、別表2の「諮問番号／諮問書の日付及び文書番号」欄に掲げるとおり2件であるが、同種の開示請求に係る決定に対する審査請求に係る諮問であり、内容も密接に関連することから、これら2件を併合して審査した。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、別表1の「開示請求番号(請求年月日)」欄に掲げる各日付で実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、同表の「請求内容」欄に掲げる2件の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件各請求に係る公文書として、別表2の「公文書の件名」欄に掲げる各公文書（以下「本件各公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、本件各処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件各処分を不服として、令和5年（2023年）4月21日付けで、それぞれ行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件各処分の取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

(省略)

第5 審査会の判断

1 本件各公文書及び本件各処分について

本件各公文書は、上記第2の2のとおりであるが、これは実施機関において、告訴・告発の受理及び処理について、相談から受理後に至るまでの各段階における留意点等に関して各警察署長宛てに発出された通達であり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであり、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

そして、本件各処分では、本件各公文書のうち「警察電話番号」が記載された部分について、条例第11条第6号に該当するとして非開示にしているが、上記第3の2のとおり、審査請求人が争っているのは、同号により非開示とした部分ではなく、他に開示すべき公文書が存在するという趣旨であることから、同号の該当性は検証せず、本件各請求に対して特定すべき他の公文書の存否について検証する。

まず争点としては、審査請求人は、同人が別途に実施機関に対して行った個人情報開示請求案件に係る審査請求における実施機関の弁明書中の記載から、部分開示された本件各公文書以外に告訴・告発の受理義務に関する判断基準が記載されている情報や部外に公表されていない情報が他に存在すると考え、それらも特定して開示すべきである旨を主張していると推認される。

これに対して実施機関は、上記第4のとおり、審査請求人が指摘する当該弁明書の該当箇所には、上記の審査請求人からの個人情報開示請求に対して実施機関が非開示とした「告訴・告発の受理義務に関する判断基準」に関する情報（以下「当該情報」という。）について、非開示としたことに関する弁明内容が記されているが、当該情報は、実施機関が保有している公文書自体を指すものではなく、既存の公文書からの抜粋や引用による情報でもない等を理由として、本件各請求に対して改めて開示すべき公文書はないと主張している。

審査会が当該情報の内容を確認したところ、実施機関が告訴・告発の受理義務に関する判断基準について記載したものであり、具体的には刑事訴訟法（以下「法」という。）の解釈に関する文献の一部を引き写した内容であった。

この点、実施機関が業務において作成する文書に、告訴・告発の受理義務に関する判断基準について、法の条文や参考文献等を引き写すなどした情報が記載されていることは一般的にあり得ることであるが、そのような情報まで本件各請求の対象として網羅的に特定することを実施機関に求めることは困難である。

実施機関は、本件各公文書として、上記のとおり告訴・告発の受理及び処理における業務上の留意点等に関する通達については、適切に特定した上で本件各処分を行っており、また告訴・告発を受けた検察官及び司法警察員は、法により、原則としてこれを受理する義務があると解されており、例外的にこれを不受理とする場合の要件

についても判例などにより確立されていることを考えれば、実施機関が告訴・告発の受理義務に関する判断基準を独自に定めていることは想定し難く、したがって本件各公文書以外に、本件各請求に係る公文書を保有していないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点があるとは認められない。

2 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別表 1 (開示請求の内容)

開示請求番号 (請求年月日)	請求内容
請求 1 (2023年3月23日)	山口県警察における刑事告訴・告発の受理・不受理についての基準・判断等に関する一切の公文書。
請求 2 (2023年3月23日)	刑事告訴・告発申立事件について、告訴・告発人がその告訴・告発事実の特定をどこまで、どの程度しなければならないのか、またその理由等もわかるもの

別表 2 (別表 1 の開示請求に対する実施機関の処分等の内容)

開示 請求 番号	公文書の件名	処分の 内 容	処分番号	諮問番号
			決定通知書の日付 及び文書番号	諮問書の日付 及び文書番号
請求 1	山口県警察における刑事告訴・告発の受理・不受理についての基準・判断等に関する一切の公文書。 ※具体的には「知能犯罪に関する告訴・告発の適正な受理及び処理について（通達）（令和3年4月2日付け山口刑捜二第71号）」を特定	部分開示 決 定	処分 1	諮問 1
			令和5年4月3日 山口刑企第126号	令和5年7月27日 山公委(警県)第69号
請求 2	刑事告訴・告発申立事件について、告訴・告発人がその告訴・告発事実の特定をどこまで、どの程度しなければならないのか、またその理由等もわかるもの ※具体的には「知能犯罪に関する告訴・告発の適正な受理及び処理について（通達）（令和3年4月2日付け山口刑捜二第71号）」を特定	部分開示 決 定	処分 2	諮問 2
			令和5年4月3日 山口刑企第127号	令和5年7月27日 山公委(警県)第71号

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和5年 7月27日	諮問1及び諮問2について、実施機関から諮問を受けた。
令和6年 7月19日	事案の審議を行った。
令和6年 12月25日	事案の審議を行った。
令和7年 2月27日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第二部会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和7年2月27日現在)